

# 土砂災害から身を守るために

～基礎調査にご協力ください～

平成26年8月に広島市で発生した土砂災害は、75人の死者を出すなどの甚大な被害を及ぼしました。

この災害を受け、県では早急に土砂災害への対策を進めています。

## 土砂災害防止法に基づく「基礎調査」を加速しています！

県では、土砂災害が発生するおそれのある場所の地形や地質などを調べ、災害の範囲や被害の程度をあらかじめ明らかにする「基礎調査」を行い、結果に応じて土砂災害警戒区域を指定しています。

広島市での土砂災害を契機として改正された土砂災害防止法に基づき、この基礎調査を平成27年度より加速させており、平成31年度までの調査完了を目指して体制を強化しています。

県内の土砂災害危険箇所は1万9640カ所あり、全国で5番目に多い状況です。



### 調査の分類

調査の結果によって2つの区域に分けられます。

#### イエローゾーン (土砂災害警戒区域)

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域。区域指定後は、市町村がハザードマップの作成・配付等を行い、円滑に避難することができる体制を整えます。

#### レッドゾーン (土砂災害特別警戒区域)

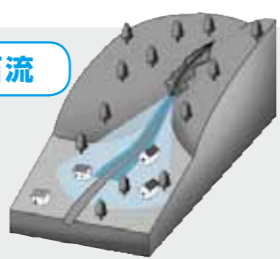
イエローゾーンの中でも、特に建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域。区域指定後は、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等がかかります。

#### がけ崩れ



傾斜度が30度以上ある土地が崩壊する自然現象

#### 土石流



山腹が崩壊して生じた土石等または渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象

#### 地滑り



土砂の一部が地下水等に起因して滑る自然現象またはこれに伴って移動する自然現象

よろしくお願いします



基礎調査の実施予定箇所は、自治会の回覧板や県HPでお知らせします。早めの避難につながる重要な調査ですので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

問合せ▶大分県国東土木事務所 建設課 ☎0978-72-1321 大分県土木建築部 砂防課 ☎097-506-4634

## 普通救命定期講習会の開催

国東市消防本部では普通救命講習を開催します。個人またはグループで参加しませんか。

【日 時】平成28年4月17日(日)  
午前9時～正午までの3時間

【講習内容】普通救命講習  
(心肺蘇生・AEDなど)

【講習会場】国東市消防本部 2階多目的ホール  
(国東町北江)

【募集人数】5～10名程度

【応募締切日】平成28年4月11日(月)

問合せ▶国東市消防本部 救急係 ☎0978-72-1101 (代表) ☎0978-72-1177 (警防課直通)

## 福祉のお知らせ

### 年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）に関するお知らせです

#### ●年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）とは？

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）を支給することになりました。

#### □支給対象者

平成27年度の臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）が対象です。

□支給額 支給対象者1名につき 3万円

#### □申請・支給手続き

現在、平成28年4月下旬からの申請書発送に向け、準備中です。

申請方法等が決まり次第、ご案内いたします。

【問合せ先】福祉課 総務係 ☎0978-72-5164

### 平成28年度分国東市精神障がい者交通費助成事業の申請を受付します

国東市では、精神に障がいをもたれている方の社会参加、退院促進、地域生活移行、就労促進を図る目的で、交通費の助成を行っています。

助成券を受け取るには申請が必要となり、交付は年度単位となります。

#### □必要なもの

①精神保健福祉手帳 ②印鑑

#### □申請場所

国東市役所福祉課、各総合支所地域市民健康課

【問合せ先】福祉課 障がい者支援係 ☎0978-72-5164 FAX0978-72-5171

### 福祉の各種手当をご存知ですか

各種障がい福祉手当を受給するためには申請手続きが必要です。

いずれかの手当を受給できると思われる方は、お気軽にお尋ねください。

なお、手当月額については、平成28年4月からの改定後の手当月額を掲載しています。

#### ●特別障害者手当

20歳以上の在宅の方で、著しく重度の心身障がい等があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給されます。

手当月額▶26,830円

#### ●障害児福祉手当

20歳未満の在宅の方で、重度の障がいがあり日常生活において常時介護を必要とする児童に支給されます。（対象児童が児童福祉施設等に入所している場合には支給されません。）

手当月額▶14,600円

#### ●特別児童扶養手当

精神、知的または身体に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護する父母、または養育者に支給されます。（対象児童が児童福祉施設等に入所している場合には支給されません。）

手当月額▶1級 51,500円  
2級 34,300円

これらの手当には障がいの度合いや所得による制限などがあります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

【問合せ先】福祉課 障がい者支援係 ☎0978-72-5164 FAX0978-72-5171